



発行所：日本合板商業組合

〒101-0045 東京都千代田区神田錦町3-5-4

TEL 03-(5256)-9080

<https://www.nichigoshō.net/>

e-mail : jpwa@oboe.ocn.ne.jp

令和3年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ概要

今回の日合商解説（vol.44）では、建築物における木材の利用促進に向けた取組について解説していきます。まずは実績について、読み解いていくことで、これまでにどのようなことが行われてきたのか、今後はどのような方向性で進んでいくのか。事業者としてどのような取り組みをすれば良いか、探っていきます。

INDEX

- ① 「実績・実施状況の項目」と「建築物木材利用促進協定」の内容
- ② 令和3年度（2021年度）の実績・数値における今後の課題抽出
- ③ 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況（2020年度）
- ④ 今後の木材・合板事業者としての取り組みについて

① 「実績・実施状況の項目」と「建築物木材利用促進協定」の内容

基本方針に基づく建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

建築物一般での木材利用促進

- 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組（令和3年実績）
 - (1)基本方針、都道府県方針、市町村方針の策定・改定
 - (2)建築物木材利用促進協定制度の活用
 - (3)木材の利用の促進の啓発と国民運動
 - (4)建築物への木材利用促進のための利用環境整備
 - ①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
 - ②住宅における木材の利用の促進
 - ③規制の在り方の検討等
 - ④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

公共建築物での率先した木材利用

- 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況（令和2年度実績）
 - (1)低層の公共建築物の木造化
 - (2)内装等の木質化
 - (3)木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用
- 3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組（令和2年度実績）
 - (1)公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議の開催
 - (2)事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組
 - (3)木造公共建築物の整備等に対する補助事業
 - (4)地方公共団体に対する働きかけ等
 - (5)木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

ここではまず最初に重要な「建築物木材利用促進協定」について記載しています。地域材活用推進の為のビジネスキームと捉えておくと良いかもしれません。

建築物木材利用促進協定とは？

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設。川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進に繋げる。

① 2者協定

- 国又は地方公共団体
 - ・技術的助言
 - ・情報提供
- 木材利用の取組方針

建築主

② 3者協定

- 国又は地方公共団体
 - 木材利用の取組方針
 - ・技術的助言
 - ・情報提供
 - 木材供給の取組方針
- 建築主
- 安定調達 安定供給
- ・林業・木材産業事業者・建設事業者等

③ 都市／山村連携型

- A自治体
 - B自治体
 - 情報共有
 - 広報
 - 木材利用の取組方針
 - ・技術的助言
 - ・情報提供
 - 木材供給の取組方針
- 都市
- ・林業・木材産業事業者等
- 山村
- 安定調達 安定供給

官民が連携することが重要な位置づけであることを踏まえて今後の対策が必要となります。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_column

② 令和3年度（2021年度）の実績・数値における今後の課題抽出

（1）基本方針の策定等

- ・木材利用促進本部が、新しい基本方針を策定
- ・全都道府県と93%の市町村が、木材利用方針策定
- ・各都道府県及び市町村において、新しい基本方針を踏まえて、改定中
(令和3年12月末時点で、4県・1町が改定了)

（2）建築物木材利用促進協定制度の活用

- ・協定制度の周知のためのハンドブック作成
- ・農水省HPに相談・申入れ窓口設置
- ・経済関係団体・都道府県等への周知・協力依頼
- ・講演・寄稿等を通じた周知や働きかけ等
- ・国との協定1件、都道府県との協定2件が締結
(令和3年12月末時点)

【ハンドブック】



【総務大臣から各都道府県知事等への通知】

総務大臣から、本年1月、各都道府県知事及び各指定都市の長に対し、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材の利用の促進について積極的な取組を依頼（令和4年1月21日付け總行政第14号総務大臣通知）。

日本建築士会連合会 × 国土交通省

福井県経済団体連合会 × 福井県

学校法人立命館 × 大分県



（3）木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・多様な主体による木材利用促進月間を集中期間とした普及啓発の取組（全国約120件）の実施
- ・木材を活用した優良な施設に対する表彰等の顕彰



法律施行記念講演会・シンポジウム(R3.10.8開催)
主催：「原子界社会の実現に資する世界のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行記念講演会・シンポジウム実行委員会

令和3年度木材利用優良施設コンクール
内閣総理大臣賞 あわくら会館
(岡山県西粟倉村)

（4）建築物への木材利用促進のための利用環境整備

- ①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進
 - ・C L T や木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発・普及、J A S構造材の利用等支援
 - ・先導的な技術を導入する木造建築物整備支援
 - ・人材の育成、技術情報の集約一元化
 - ・炭素貯蔵量・木質化等の効果の見える化等
- ②住宅における木材の利用の促進
 - ・省エネ性能等に優れた木造住宅の整備への支援等
- ③規制の在り方の検討等
 - ・建築基準法に基づく告示の改正
- ④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保
 - ・木材加工流通施設等の整備や技術開発等

93%の市町村が木材利用方針を策定。そして、その改定を進めている。

2021年12月末時点で4県・1町が改定済。

協定を組む為には周知告知が必要不可欠で、その為の販促活動や相談の窓口の設置が行われていきました。実際に、官民での連携を推進していきたいと考えている事業者の方は窓口より相談を行うことが求められます。また団体としては講演による周知として国が解説者を派遣してくれるようです。

ただし、まだ協定の件数は少ないのが実情で、より案件を増やしていき木材利用促進に拍車をかけるには事業者が動き出さなければ難しいかもしれません。

目下の活動として、木材利用に興味を持っている属性の事業者・国民に向けた活動が進んでいます。

これ以降の活動としては「現在、木材利用についての検討度合いが低めの方」に向けてどのように普及・啓発を行っていくかが課題です。これは国や地方自治体よりも一事業者としても取り組まなければならない課題かもしれません。

利用環境整備については従前の取り組み同様に、技術の普及促進が掲げられています。C L T、木質耐火部材等の利用拡大、J A S構造材の利用等です。

住宅においても様々な省庁が取り組むように省エネ性能に優れた木造住宅の整備等が記載されています。

気になる点は、国民・地域社会への訴求は事業者に委ねられているかのように、明言されていないということです。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会

ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_column

③

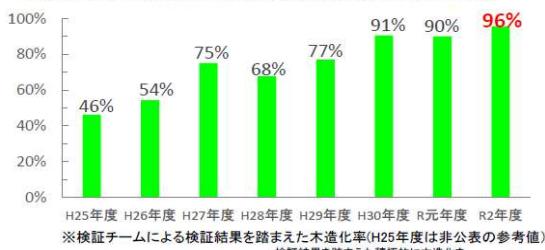
国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況 (2020年度)

◎ R2年度

国が整備する公共建築物での木材利用推進状況

木造で整備を行った 公共建築物	132棟
内装等の木質化を行った 公共建築物	220棟
木造・木質化で利用した 木材量	5,286m ³
うち、国産材使用量	3,709m ³

◎国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた低層の公共建築物の木造化率の推移*



<木造化>



<木質化>



木造化・木質化とともに徐々に普及、達成に向けて推進されています。公共建築物において地域材の活用は今後も進んでいくことが見えている状況ですので、地域社会においては、空き家・ストック再生・新築・リフォーム等の分野においての木材利用の促進が進んでいけば脱炭素社会に向けた取組がより一層進んでいくことになりそうです。

④

今後の木材・合板事業者としての取り組みについて

国が主体となって広く
行っていく措置
建築物一般での木材利用促進

<木材利用促進>

- ・建築物木材利用促進協定精度の運用
- ・設計及び施工の先進的技術の普及
- ・加工流通体制の整備
- ・規制についての検討
- ・木材利用促進の国民運動

<情報発信>

- ・公共建築物での木材利用推進
- ・CLT等の木材利用
- ・木質耐火部材等を含む木材利用

国が地方公共団体に向けて
行っていく措置

都道府県に向けて

- ・木材利用推進について早期改定
- ・国から運用に資する情報提供
- ・都道府県市区町村が所有する公共建築物の整備主体に対する木材利用の積極的な働きかけ 等

情報提供

公共建築物木材利用促進

▶事業者としてどのような取り組みをすればよいか？

基本的には木材・合板を取り扱う事業者として、使用・活用の訴求を地域社会に向けて行っていくスタンスは変わりません。ただし、工務店・取引先またはその先のエンドユーザーに対し、訴求する方法を検討していく必要がありそうです。

訴求するには、まず自社がどのような木材の活用方法を行ってきたかWEBサイト上に掲載するのも良いかもしれません。そのうえで、工務店・取引先に対しては、住宅内での木材活用方法をセミナーやイベントを通じて周知を行い、エンドユーザーに対しては工務店・取引先を通じて訴求活動を行うと良いかもしれません。

これらの活動を通して、木材活用のアイデア・ノウハウが蓄積されてくると、営業に利用することが出来ます。これにより販路拡大や行政との繋がりを強固なものにしていくこともおススメです。